



林業労働災害の発生率は、他産業と比べて極め て高い状況が続いています。そこで、令和3年6 月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」 では、今後10年を目途として発生率を半減させ ることを目指して労働安全対策を強化することと しました。そして今般、林業労働安全に資する効 果的な対策を講じる観点から、近年の林業労働災 害の発生状況を分析し、その結果を踏まえた留意 事項^(※)を林野庁長官通知として取りまとめました ので、その内容について紹介します。



1,619

H27

1,561

41

H28

人 100

90

80 70

60

50

40 30

20

10

0

図]

3,083

H12

H17

資料: 労働者死傷病報告 (厚生労働省)

林業死傷災害件数の推移

H22

2,365

2,363

年千人率 期的には減少しているものの、 はほぼ横ばいになっていま 業の労働災害の発生件数は、 労働災害の発生率を示す死傷 (労働者千人当たり1 す · 年間 近年 (図 長

人

3,500

3,000

2,500

2,000

1,500

1,000

500

死亡災害(左軸)

死傷災害(右軸)

1,342

H30

1,248 ^{1,275}

33

R1

36

R2

1,314

H29

え 者数) は しています ており、 林業が持続可能な産業として成 は、 (図 2)。

に発生する 林業事業体の育成にも影響を与 林業への新規就業者の確保や定 全産業中最も高い値で推移 全産業平均の10倍を超え (休業4日以上の) このような状況 死傷

ਰ੍ਰ 長していく上でも課題となっていま

途として、

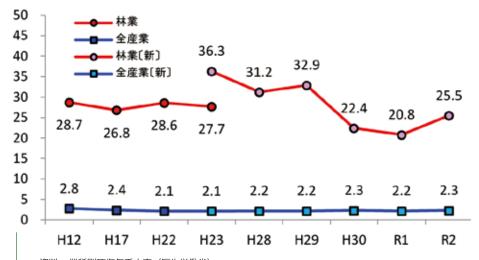
死傷年千人率を半減させ

ることを目指して労働安全対策を強

労働安全確保の効果

近年

必要があることから、 と確保のために労働環境を改善する において、 された新たな「森林・林業基本計画 そこで、令和3年6月に閣議決定 将来の林業従事者の育成



資料: 業種別死傷年千人率 (厚生労働省)

注1: 死傷年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数(休業4日以上)の割合。 注2: 平成24年より算定基礎を「労働者災害補償保険事業年報」及び「労災保険給付データ」から「労働者

死傷病報告書」及び「総務省労働力調査」に変更。

図2 死傷年千人率の推移

今後10年を目 関係団体等へお知らせしました。 めるための留意事項を整理し、 の 的 化することとしました。 庁長官通知として各都道府県や林業 は対策を実施する観点から、 林業労働災害の発生状況を分析 これを受け、 その結果を踏まえて、

対策を進

林野

* 留意事項の内容

という。)が行う取組内容を示してお と現場の林業従事者(以下 の経営者 取組を推進するために、林業経営体 この留意事項 主な内容は以下のとおりです。 (以下「経営者」 ば 労働安全確保の ーという。) 「従事者

①法令等遵守の徹底

の安全に関するガイドライン」 思われる事案も複数掲載されていま 反に係る公表事案では、 厚生労働省の労働基準関係法令違 「ガイドライン」という。)等で定 「チェーンソーによる伐木等作業 その中には、 労働安全衛生法 林業関係と

め 等に則った作業方法等を徹底するこ 者の方は、 ことが必要となります。 者に関係法令等の 安全対策の認識を高めることや従事 \mathcal{O} 研 |修や講習会に参加 経営者の方には、 関係法令やガイドライン 遵守を徹底させる بآر 労働安全関係 ま た 自ら労働 従事

なっ れていなかったために、 たものが散見され にます。 労働災害と その

こが必要となります。

ま

す

められ

た禁止

事項や遵守事

項が守ら

②伐木作業等の安全対策強化

が関係している事案が多くなってい を占め 業時に発生しています。 時 をさらに調べていくと、 林業の死亡災害の 伐倒対象木によるもの の死亡災害の要因を分析する ます 図3)。 約フ割が伐木 伐倒対象木の その伐木作 が約半 か かり 状 木 分 作

発生しています。 このほかにも、 (切り傷) 事故が多くなっ

徹 こういった伐木作業 伐 底 採を行う現場 (するため 1 は σ 時 経 作 め 業 営 安全対 計 者 画

ガとしては、 次いで、 材機械等の林業機械による事故も 1 チェ ま 伐木等の機械や走行 ーンソーに 木等が激突する事故 た 林業作業中の てい よる切創 ます。 ケ す 練 IJ \mathcal{O} ば ث 作 以 の יי 下 -

の 方 策 書 生し うことが必要となります。 か かり木処理の禁止事項の遵守 7 か 実施により、 かり

は を

誘因事象 伐倒木 不明 かかり木が 伐倒木が 伐倒方向 なし と障害 外れ、跳ね 裂け がずれ 物が接 触し チェーンソー 11 9 6 5 伐倒 かかり木処理 3 19 作業者による 伐倒、伐倒補 1 助 頭不明

その他

30

車両系

機械, 17

注: 平成 29 年から令和元年の林業死亡災害 128 件について分析

資料: 令和 2 年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新

たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業(令和3年3月)を一部

既伐倒木, 8

危険木

その他は、地山・岩石、機械集材装置・運材索道等

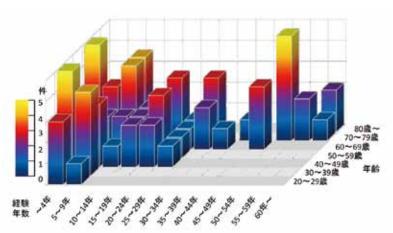
図3 起因物別の林業死亡事故の発生件数

伐倒対象木,

62

資料: 令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新 たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業(令和3年3月)より

作業種類と誘因事象による分類 表 1



令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち 新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業(令和3年3月)より

注: 平成 29 年から令和元年までの死亡災害 82 件について分析

図4 経験年数・年齢別の林業死亡事故件数

労働災害の危険予知の注意喚起 生規則やガイドラインで定められ 成 いることを踏まえ、 作 「KYT活動 ・事例の共有、 業前ミー 木による災害が多く発 ティ 従事者に対 -ングで. 危険予 労働 従 い 事 を行 ヒヤ 安全 者 知 0 末

死亡事故件数(H29~R1)

件数

80

60

40

20

0

経営者の方は、 くなっています 用することが必要です。 ③経験年数の少な に関わらず死亡災害の発生件数が多 従事者への安全対策強化 一験年数が少ない従事者は、 作 (図 4)。 :業前ミーティング そのため 年齢

でのヒヤリ・

/\

ツ

事例の共有、

Κ

が

平均年千人率

(試算値)

4.0

3.0

2.0

1.0

0.0

切創防止用保護衣等の安全装備を着

資料: 令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業の うち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業(令和3年

30~49人

平均年千人率

3月) より

1~9人

0

注: 平成 29 年から令和元年の死亡事故 128 件について分析

10~29人

図5

経営規模別の死亡事故の発生状況 か 従事者の方は、 い追い かり木処理等の対応が困難 平均年千人率 件数 (試算値) 2,000 80.0 受け口を作成し 指差呼称の 傷害:事故件数(H29~R1) 1,500 60.0 平均年千人率 1,000 40.0 実 500 20.0

50人~

0.0

50人~

資料: 令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のう ち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業(令和3年3月)

30~49人

注: 平成 29 年から令和元年の傷害事故 3800 件について分析

10~29人

図6 経営規模別の傷害事故の発生状況

1~9人



説明会(キャラバン)の様子

また、 安全指導や伐倒技術 予知情報の共有 Υ て伐倒作業を行うことが必要です。 施等により安全な伐倒方向を確認の ることによって従事者の - | 活動 た、 の向上を図ることが必要です。 正し の実施による作業時の危 熟練従事者による 研修を受講させ 知識 技 険

> ることが必要です。 独で危険な作業は行わないようにす な 時には、

小規模な林業経営体の 安全対策強化

4

すると、 な経営体で災害の発生件数や発生率 高いことがわかります 経営規模別の死傷災害をグラフに 従業員が9人以下の小規模 (図 5 义

熟練者に相談するなど単 6 会等への参加、 ミーティングや 安全衛生法令、

それ以外にも、 ⑤経験豊富な従事 要です。 などの安全対策を徹底することが よる従事者との安全意識の共有、 で実施される技術研修や安全講習 「守の徹底を図るとともに、 このため、 各種ガイドラインの 緊急連絡体制の整備 KYT活動の実施 経営者の方は、 作業前 外

ジをご紹介します 林野庁長官から発表されたメッセ 最後に、長官通知を発出した際に

考えています。

する皆様にご尽力をいただきたいと

重要となりますので、

引き続き関係 今後ますます

組んでいくことが、

体等の林業関係者が一丸となって取

国や地方公共団体、

林業関係団

止に向けては、

経営者と従事者に加

林業労働災害の発生抑制や未然防

職員の方をはじめ、 都道府県を訪問する説明会(キャラ いくこととしています 者の方にも留意事項の周知を図って 覧いただきたいと思います。 この留意事項の内容について、 を実施しており、 地 域の林業経営 都道府県の

防

⑧緊急連絡体制の整備、

<u>⑨</u> 人

も記載していますので、

是非一度ご

親方等の対応といった項目について

者への安全対策強化、

⑦地域や現場

への安全対策強化や、

⑥高齢従事

)状況に応じた林業労働災害の予

我が国の森林・林業を取り巻く状況を見ますと、戦後造成された人工林を中心に、森林資源が成熟し て本格的な利用期を迎えており、その豊富な森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という形 で循環利用しながら、林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させることが急務と なっています。

このためには、長期にわたる持続的な経営を実現させる林業経営体の育成と、現場での作業を担う林 業従事者の安定的な確保が不可欠です。また、新規就業者の確保に加え、既に就業されている方の林業 への定着を促すためには、所得や福利厚生といった就業条件の一層の改善に加え、全産業の中で最も高 い労働災害発生率となっている就労環境を改善することが重要な課題であると考えております。

このような状況を踏まえ、林野庁では、本年2月、有識者会議での議論を踏まえた「農林水産業・食 品産業の作業安全のための規範」を策定するとともに、本年6月には森林・林業基本計画を閣議決定 し、同計画において、今後 10 年を目途とし、林業の労働災害の発生率を示す死傷年千人率を半減させ ることを目指して労働安全対策を強化していくことを明記したところです。

そして、今般、林業の労働安全確保対策を効果的に進める観点から、最近の林業労働災害の発生状況 の分析結果を基に、林業経営体及び林業従事者の方々が安全対策を進めるに当たっての留意事項を取り まとめた「林業労働安全対策の強化について」(令和3年11月24日付け3林政経第322号)を発出 することとしたところです。

安全な職場環境は、経営者、従事者、その家族、そのほか全ての関係者の方々の日々の幸せに繋がる ものであり、かけがえのないものです。また、経営が継続発展するための前提であります。

林野庁としては、不幸な労働災害事故が起きることがないよう、その撲滅に向け、厚生労働省等関係 機関や林業関係団体、さらには地域の皆様方とも連携を図りつつ、今後も努力していく所存ですので、



地方公共団体、林業関係団体、林業経営体等の皆様に は、林業労働災害の未然防止に向けた一層の取組につ いて御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い いたします。

> 令和3年11月24日 隆 林野庁長官 天羽